

個人情報の第三者への提供について

B I P R O G Y健康保険組合（以下、「組合」という）が保有する加入者の個人データについては、第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。第三者とは、本人（法人）以外の者であり、夫婦、親子、兄弟であっても本人以外は第三者となります。組合にとっては、事業主（母体企業）も第三者になります。なお、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供致しません。

ただし、第三者への個人データの提供について、法律ではいくつかの同意不要事項や第三者提供に該当しない事項についても触れています。同意不要事項としては、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、④国等に協力する場合の4点であります。また、第三者提供に該当しない事項としては、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用の3点があります。

同意を要する事項について

組合においては、以下の事項について、従来どおりの取り扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、組合の[個人情報相談窓口](#)までご連絡ください。

1	高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
2	付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で行うこと。
3	出産育児一時金等現金による給付を事業主経由で支給すること。
4	医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）及び資格情報のお知らせを世帯単位でまとめて行うこと。

なお、4 につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、組合の[個人情報相談窓口](#)までご連絡ください。

以上